

## 「笛吹市第4次障害者基本計画」(案)に対するパブリックコメント募集について

### 1 目的

「笛吹市障害者基本計画」とは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、国の障害者基本計画や山梨県障害者計画「やまなし障害児・障害者プラン」の方向性を踏まえ、今後、笛吹市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めるものです。

同時に、本計画は、「第二次笛吹市総合計画」に基づき地域福祉の推進に関する理念およびその具現化のための取組方針を規定した「笛吹市地域福祉計画」に包含された福祉分野における個別計画のひとつとして位置づけられています。

本市では、平成19年3月から笛吹市障害者基本計画を策定し、本計画は第4次計画となります。これまで、障害者基本法の目的である障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会の実現に向けて、地域、関係機関、関係団体とも連携し、障害者施策を総合的に推進してきました。

一方、国では、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法や障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法などの法整備が進められました。これを受け、県では、山梨県幸住条例の大幅な見直しも図られました。

この間、障がい者を取り巻く地域社会も、少子高齢化、経済・雇用不安、災害対策など多くの課題に直面しています。「笛吹市第4次障害者基本計画」は、こうした国、県の動向や障がい者の状況等も踏まえ、また「第二次笛吹市総合計画」、「第3次笛吹市地域福祉計画」等の関連計画とも整合性を図りながら、本市における障害福祉施策の一層の充実を図っていくための指針として策定するものです。

このたび、「笛吹市第4次障害者基本計画」の素案がまとまりましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆さまのご意見・ご要望をお伺いいたします。なお、皆さまからお寄せいただいたご意見等の概要につきましては、後日公表する予定です。

### 2 意見募集期間

**令和3年2月12日(金)～令和3年3月4日(木)**

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。また、上記期間の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分には、笛吹市役所保健福祉館 福祉総務課 障害福祉担当窓口または各支所で閲覧することができます。

### 3 ご意見等の提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入のうえ、電子メール、ファクシミリ、郵送または窓口来庁のいずれかの方法により、提出してください。

氏名、住所、連絡先電話番号は必ず記入してください。

電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

#### (1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」ファイルをダウンロードし、必要事項の入力後、当該ファイルを添付し、下記アドレスあてに送信してください。

送信先メールアドレス fukushi-shien@city.fuefuki.lg.jp

#### (2) ファクシミリの場合

FAX 番号：055-262-1276 に送信してください。

#### (3) 郵送の場合

〒406-0031 笛吹市石和町市部 800 番地

笛吹市役所 保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当 あて郵送してください。

#### (4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所 保健福祉館 2 階 福祉総務課 障害福祉担当窓口にご提出ください。

### 4 ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに公表します。なお、住所、氏名等の個人に関する情報は公表しないことはもとより、他の目的に使用することは一切ありません。

### 5 問い合わせ先

笛吹市 保健福祉部 福祉総務課 障害福祉担当 電話 055-262-1273(直通)